



- I. ISO 37001 の制定
- II. ベトナム新刑法による贈収賄規制

2016年
11月号

I. ISO 37001 の制定

執筆者: 平尾 覚、吉本 祐介

国際標準化機構(International Organization for Standardization、以下「ISO」といいます。)は、2016年10月15日、贈賄防止管理システムに関するISO 37001を制定しました。ISO 37001は、企業の規模や営利・非営利、所在国などに関わらず、あらゆる企業に適用できる贈賄防止管理システムに関する優れた取組(Good Practice)を示すことを意図しています。

1. ISO 37001 の内容

ISO 37001は、トップマネジメントが贈賄防止を先導することや贈賄のリスクに応じた合理的な贈賄防止管理システムを構築することを求めており、経済産業省が作成した外国公務員贈賄防止指針(以下、「経産省指針」といいます。)が定める外国公務員贈賄防止体制と重なる点も多いです。そのため、経産省指針等を参考に外国公務員贈賄防止体制の整備を進めている企業であれば、ISO 37001が求める措置の相当部分を既に講じられていることになると考えられます。

しかし、ISO 37001は、以下の点など外国公務員贈賄防止指針よりも踏み込んだ内容となっている点もあり、外国公務員贈賄防止体制の整備を進めている企業にとっても参考となります。

- ISO 37001では、贈賄(Bribery)の定義の中に不正な利益を受けることも含まれており、企業の役職員による贈賄のみならず、収賄も対象とされています。これに対して、経産省指針では、企業の役職員による外国公務員に対する贈賄のみが対象となっています。
- ISO 37001では、自社グループの役職員だけではなく、贈賄のリスクによっては、取引先、代理店、合併パートナーなどの事業関連先(business associate)についても、贈賄防止体制の整備や役職員の研修などを行わせることが求められています。これに対して、経産省指針では、外国公務員贈賄防止体制を備えることが求められているのはグループ内の子会社に限定されています。
- ISO 37001では、贈賄防止指針や贈賄防止管理システムに関する指針などに加えて、リスク評価結果、デュー・デリジェンス結果、研修資料などの広範な領域で書面化が必要とされています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

なお、通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払い、いわゆるファシリテーション・ペイメントについて、経産省指針では一切の言及がなく、ファシリテーション・ペイメントも原則として贈賄に該当するとの立場が取られていると考えられますが、ISO 37001 では禁止が勧告されているに留まっています。

2. ISO 37001 の認証

ISO 自身は、企業が ISO 37001 に準拠していることの認証を行いませんが、ISO 審査登録機関による認証を受けることは可能です。

企業による外国公務員に対する贈賄が行われた場合、たとえ ISO 37001 の認証を得ていたとしても、必ずしも企業が免責される訳ではありません。すなわち、日本法上、外国公務員に対する贈賄を行った法人は、不正競争防止法に基づき罰金を科される可能性があります。判例上、法人が処罰される根拠は、法人に行業者らの選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在が推定されるからである(いわゆる過失推定説)とされています。法人が過失が存在しなかったことを証明した場合には、法人に対して罰則が科せられないこととなりますが、実務的には、その立証は極めて困難です。そのため、ISO 37001 の認証を得ていたことで直ちに過失が否定されることはないと考えられます。但し、ISO 37001 の認証を得ていたことは、企業が贈賄防止のための真摯な努力をしていたことを示す事情といえるため、検察官が企業の処分を検討するに際しては、企業側に有利に働く事情となると考えられます。

ISO 37001 の認証を取得する、より直接的なメリットとしては、取引相手の拡張・維持ができる可能性があることが挙げられます。上述の通り、ISO 37001 は、贈賄リスクに応じて取引先にも贈賄防止体制を構築させることを要求しており、取引相手方から十分な贈賄防止体制を構築しているかを説明するよう求められることがあります。この説明に際して、ISO 37001 の認証を取得していることが一つの説得材料となる可能性があります。但し、ISO 37001 の認証以外にも贈賄防止体制構築を説明する方法はあり、当職らが認識している限り、ISO 37001 を取得することを取引相手方から要求される事例はまだ見当たらず、現状では様子見をしている企業が多いと思われます。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 弁護士

k.hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルや FCPA 事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応などを手がける。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出などを幅広く手掛ける。

II. ベトナム新刑法による贈収賄規制

執筆者: 渋谷 卓司

ベトナム政府は、2016 年 10 月 21 日、未施行である新刑法¹の修正法案を国会に提出しました。新刑法は、現行刑法に代わるものとして策定され、同年 7 月 1 日に施行予定でしたが、施行直前の 6 月 29 日、多数の誤謬等が発見されたことを理由に、当該誤謬の修正等を内容とする法案が国会で承認されるまで、(被疑者に有利な変更部分を除き)施行を延期することが決議され現在に至っています。修正法案は、この決議を受けて、11 月 23 日の会期末までに承認を得ることを期して国会に提出されたものの、結局、「更なる修正」のために、今会期中の承認が見送られました。上記経緯に照らし、新刑法の施行にはなお不透明な要素がありますが、新刑法においては、贈収賄規制に重要な変更が加えられており、その内容は修正法案においてもそのまま維持されていることから、本稿では、現行刑法からの変更点を中心に、新刑法における贈収賄規制の概要を紹介します。

¹ Penal Code No.100/2015/QH13

1. 新刑法による贈収賄規制の概要

新刑法では、以下の行為が贈賄罪としての処罰対象とされています(新刑法 364 条 1 項)²。「職務、権限を有する者やその他の者またはその他の組織に、直接または仲介を通じて、贈賄者の利益のために又はその要請に応じて、職務、権限を有する者が何らかのすることをする又はしないよう、以下のいかなる利益であれ、贈るか贈ろうとする行為

- ・ 200 万ドン³以上の価値を有する金銭、財産その他の物質的利益
- ・ 非物質的利益

贈賄対象者には、外国公務員、公的国際機関の職員、国営企業以外の企業又は組織の役職員も含まれることが明記されています(新刑法 364 条 6 項)。すなわち、公務員に対する贈賄のほか、外国公務員等に対する贈賄、民間企業役職員に対する贈賄(いわゆる商業賄賂)も贈賄罪として処罰の対象とされています。

なお、これに対応する形で、国営企業以外の企業又は組織の役職員は、収賄罪の適用対象となることも明記されています(新刑法 354 条 6 項)。すなわち、民間企業の役職員が商業賄賂を受け取った場合も収賄罪に問われることとなります。

2. 現行刑法からの主要な変更点⁴

(1) 贈賄対象者及び収賄主体の拡大

現行刑法においては、贈賄罪は公務を行う地位に対する犯罪と位置付けられており(現行刑法 277 条)、贈賄対象者及び収賄主体も、ベトナムにおける公務の遂行に一定の権限を有する者のみを対象とすると解釈されてきました。これに対し、新刑法においては、上記 1 のとおり、贈賄対象者に、外国公務員、公的国際機関の職員のほか、民間企業役職員も含まれることが明記されました。また、民間企業役職員については、収賄主体に含まれることも明記されました。

(2) 200 万ドン未満の賄賂の提供に関する規定の削除

現行刑法では、200 万ドン未満の賄賂を供与し重大な結果を生じさせた場合、又は 200 万ドン未満の賄賂を複数回提供した場合は、処罰の対象とされています。これに対し、新刑法では 200 万ドン未満の賄賂に関する規定が削除されました。これにより 200 万ドン未満の財物の交付については、処罰の対象から除外されたと理解するのが、日本的な法解釈を前提とすれば、自然だと思われれます⁵。

(3) 非財産的利益による贈賄の創設

現行刑法では言及されていなかった「非財産的利益」につき、新刑法においては、財産的利益と同様、贈賄対象利益となることが明記されました。「非財産的利益」の典型的な例としては、(交際相手として)異性又は同性をあっせんすることや、対象者の近親者を裏口入学させることなどが挙げられます。

² 引用する新刑法の翻訳は、基本的に、下記リンク先にて公表されている法務省法務総合研究所国際協力部による翻訳に依拠しています。
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_20160531_04.pdf

³ 約 1 万円(1 万ドンは約 50 円)

⁴ 変更点は、法定刑の変更等、多岐にわたっていますが、ここでは禁止対象行為の内容に絞って紹介しています。

⁵ ただし、新たに「非財産的利益」が明記されたことも含め、その立法経緯が明らかではないことに加え、たとえば、継続して複数回実施された場合の事実認定・評価の方法等、解釈・運用に関連する面もありますので、個別の事例への対処に関しては、引き続き慎重な検討を要することになると思われます。

(4) 提供しようとする行為の処罰化

現行刑法では実際に利益を供与する行為のみが処罰の対象とされています。これに対し、新刑法では、「提供しようとする行為」も処罰の対象とされました。供与の申出や約束がこれに含まれると考えられます。

3. 結び

上記のとおり、新刑法における贈収賄規制の変更箇所は多岐にわたり多くの重要な内容を含んでいます。特に、新たに導入された商業賄賂については、法文上相当広汎にわたる対象・適用範囲が実際上どこまで及ぶのか必ずしも明らかではありません。その他の変更点についても、その具体的な内容は、今後解釈指針等が示されない限り、施行後の運用状況を見ないと判然としない部分があることは否定できません。したがって、各企業としては、そうした不確実性のある程度織り込みながら、新刑法に適応可能な贈賄防止体制を検討・構築していくことが必要になると考えます。

なお、本件に関し、2016年12月15日、16日の2回にわたり、ベトナムのホーチミン(15日)、ハノイ(16日)におきまして、当職が講師となり、当事務所のホーチミン、ハノイ両オフィスの弁護士とともに、「改正刑法による贈収賄規制—商業賄賂を中心に—」と題するセミナーを開催いたしますので、併せてご案内いたします。ベトナム人民検察院検察官をゲストに迎え、新たな規制のポイントや実務上の留意点等について議論・解説することにしておりますので、ご関心等おありの方は、現地拠点のご関係各位にご案内いただけますと幸いです(お問合せは各セミナー開催地の当事務所オフィスまでお願いいたします。)



しぶや たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理、コンプライアンスを中心とする企業法務に従事。国際カルテル・外国公務員贈賄問題対応、会計不正等に関する調査・当局対応、アジア拠点をはじめとする海外子会社等の役員・職員による不正・不祥事に対する調査・法的措置・再発防止策に関する助言、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポートしている。1990年慶應大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修士(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。